

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 0 3 号
件 名	民主主義の根幹である法の下での平等を守ることについて
要 旨	<p>現在、マスコミ等で政治家に対し、特定の宗教団体及び関連団体との関係を断つよう求める論調が繰り返され、令和4年9月には、地方議会で「関係を断つ」などの決議や提起がされている。しかし、それぞれのポリシーが尊重されるべき民間団体においてはともかく、全ての市民に対して中立、公平たるべき地方公共団体の機関である市長や市議会が、特定の宗教及びその関連団体との関係を遮断することは、地域内の関連団体や信者らの憲法第19条の思想、良心の自由、憲法第20条第1項の信教の自由に対する侵害となることはもちろん、憲法第16条で保障されている請願権の侵害となり、憲法第14条第1項で保障されている法の下での平等に違反することになる。これらの基本的人権は、いずれも民主主義の根幹と立憲主義の基盤を形成するものであり、地方公共団体の機関である地方議会がこれらを侵害することは、我が国の民主主義と立憲主義を危うくするものである。</p> <p>かかる見地に立ち、新潟市議会の代表者たる新潟市議会議長に対し、次のとおり陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>令和4年12月5日</p> <p style="text-align: center;">第1項 } 総務常任委員会 第4項</p>
受 理	令和4年11月18日 第406号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 新潟市及び新潟市議会において特定の宗教法人及びその関連団体（ただし、反社会的団体との法的根拠がある団体は除く）との関係を遮断する内容の宣言、決議をしないこと。2 新潟市及び新潟市議会において市議会議員を含む公人及び私人に対し、特定の宗教に対する信仰の有無を問うたり、その団体との関係を調査、質問したりしないこと。3 法の下での平等に違背することなく、差別のないまちづくり、誰一人取り残さない新潟市となるようにすること。4 民主主義は、内的なことを保障されてこそ民主主義と言います。民主主義を守る新潟市となること。
--	--